

休日保育のご案内



休日保育とは

保護者の就労等により日曜・祝日に常態的に保育を必要とするお子さんの保育を行います。

対象児童について

- ✳札幌市に居住し、認可保育所・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業を利用しているお子さん
- ✳札幌市外に居住し、札幌市内の認可保育所・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業を利用しているお子さん

実施施設について

✳公立保育所

対象年齢：生後5か月から就学前まで

受入時間：午前8時から午後7時まで

- ・北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）
札幌市北区北25条西3丁目3-3（TEL 011-757-5380）
- ・豊平区保育・子育て支援センター（ちあふる・とよひら）
札幌市豊平区月寒東1条4丁目2-11（TEL 011-851-3945）
- ・西区保育・子育て支援センター（ちあふる・にし）
札幌市西区二十四軒3条5丁目6-11（TEL 011-621-1503）

✳私立保育所

対象年齢：生後5か月から就学前まで（※にこまるえん白石は満1歳から就学前まで）

受入時間：午前8時から午後7時まで

- ・元町にこにこ保育園
札幌市東区北23条東16丁目1-11（TEL 011-782-2551）
- ・にこまるえん白石
札幌市白石区東札幌2条5丁目6-9（TEL 011-850-9686）

✳認定こども園

対象年齢：生後5か月から就学前まで（※青葉興正こども園のみ満1歳から就学前まで）

受入時間：午前8時から午後7時まで（※青葉興正こども園のみ午前9時から午後5時まで）

- ・認定こども園北一条すすらん保育園
札幌市中央区北1条東10丁目15-82（TEL 011-213-1448）
- ・青葉興正こども園
札幌市厚別区青葉町2丁目7-25（TEL 011-891-5202）

✳私立小規模保育事業所A型

対象年齢：生後5か月から2歳児まで（※にこまるえん東白石及び南郷は満1歳から2歳児まで）

受入時間：午前8時から午後7時まで

- ・ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園
札幌市豊平区平岸3条5丁目4-17-101（TEL 011-824-5288）
- ・にこまるえん東白石
札幌市白石区本郷通9丁目南2-10（TEL 011-799-1565）
- ・にこまるえん南郷
札幌市白石区本郷通8丁目南1-2（TEL 011-867-9770）
- ・おーるまいてい中央保育室
札幌市中央区南2条西10丁目1000-30 f e e l 210-1階（TEL 011-200-0072）

※保育短時間のお子さんの受入時間は「さっぽろ子育て情報サイト」をご確認ください。

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/ichiji/848.html>

※施設の所在地（地図）は「さっぽろ子育て情報サイト」でご確認いただけます。

<https://kosodate.city.sapporo.jp/index.html>



ご利用方法について

1 利用登録

休日保育を利用するためには、**年度ごとに利用登録**をする必要がありますので、登録手続きについて利用を希望する施設へ事前にご確認いただき、手続きを行ってください。なお、複数の施設の利用を希望する場合は、希望する施設すべてに登録手続きを行う必要がありますので、ご留意ください。

✿登録方法

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日の受付不可）

申 込 先：登録を希望する各実施施設

✿登録に必要な書類等

- ①休日保育利用登録申請書、②休日就労証明書等、休日に保育を必要とすることを証明する書類、
- ③健康調査票、④支給認定証番号がわかる書類（教育・保育給付認定決定（変更）通知書等）、
- ⑤保護者と子どもの写真

※利用登録に必要な書類等は、「さっぽろ子育て情報サイト」でご確認いただけます。

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/ichiji/848.html>

✿登録内容に変更が生じる場合

就労状況の変更等、利用登録時の内容に変更が生じる場合は、登録施設へお申し出の上、必要な手続きを行ってください。

2 利用申込

利用登録を終えたあと、実施施設へ利用申込をします。

（※ご利用月の前月に毎回利用申込みが必要です。申込日程は別紙 1 をご覧ください。）

✿公立施設の利用を希望される場合

[WEB 申込の場合]

申込期間：申込開始日の0時から、申込締め切り日の24時まで

申 込 先：以下のリンク内の申込フォームよりお申し込みください。

<https://www.callcenter.city.sapporo.jp/sapporo/cc/web/formList.html>

[電話申込の場合]

申込期間：申込開始日の午前8時から申込締切日の午後9時まで（期間中は土日祝日も受付可）

申 込 先：札幌市コールセンター（TEL 011-222-4894）へお電話にて申し込みください。

✿私立施設の利用を希望される場合

申込期間：申込開始日の午前9時から申込締切日の午後5時まで（土日祝日の受付不可）

申 込 先：**登録施設**へお電話にて申し込みください。

3 利用決定

申込者の中から保育所入所基準に準じた優先順位を用いて利用者を決定し、毎月15日を目途に実施施設よりご連絡いたします。

4 登録から利用決定までのスケジュール

別紙1「休日保育における利用登録・申込日程」をご覧ください。

※登録締切日までに登録が完了した場合は、翌々月分以降の休日保育にかかる利用申込が可能です。

※登録締切日間は混雑することが予想されますので、お早めの手続きをお願いいたします。

利用料について

別紙2「休日保育の利用料について」をご覧ください。

なお、月曜日から土曜日までに利用している保育園等をお休みせずに休日保育を利用する場合や保育短時間認定を受けた子どもが8時間以上の保育を受ける場合は、利用料がかかります。

ただし、月曜日から土曜日までのいずれかの祝日に休日保育を利用する場合は、利用料がかかりません。

利用当日について

お子さまの健康状態をご確認の上、登園していただくようお願いいたします。

当日の持ち物については、利用施設にご確認ください。なお、持ち物にはすべてに名前を記入していただきますようお願いいたします。

別紙1 休日保育における利用登録・申込日程

令和7年度（2025年）利用版

★：登録締切日 ○：申込開始日 ●：申込締切日 ▽：利用決定日 記号横の数字：該当月

※登録は年度ごとに1回、申込みは対象月ごとに1回必要となります。

R7. 1月							R7. 2月							R7. 3月							R7. 4月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4							1								1				1	2	3	4	5
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12		
	2○				2●			3○							4○									5○					
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19		
			2▽					3●							4●									5▽					
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26		
	3★							3▽			4★				4▽				5★			6★							
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30					
														30	31														

R7. 5月							R7. 6月							R7. 7月							R7. 8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5						1	2
				6○				7○								8○										9○	
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
								7●										8●									
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
				6▽				7▽				8★				8▽							9●			9▽	
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
		7★														9★								10★			
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
																					31						

R7. 9月							R7. 10月							R7. 11月							R7. 12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4							1		1	2	3	4	5	6
	10○									11○												1○					
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13
			10●									11●				12○								1●			
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
		10▽								11▽					12●							1▽					
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
								12★							12▽			1★				2★					
28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31			
														30													

R8. 1月							R8. 2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
								3○					
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
	2○							3●					
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
		2●		2▽				3▽				4★	
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
		3★											
25	26	27	28	29	30	31							

別紙2 休日保育の利用料について

決まった曜日にお仕事がお休みの方

- ① 月曜日から土曜日までの間に保育園を利用していない日があり、その代替として週末の日曜日に休日保育を利用する場合
⇒休日保育の利用料はかかりません。
- ② 月曜日から土曜日まで保育園を利用しており、さらに週末の日曜日に休日保育を利用する場合
⇒休日保育の利用料がかかります。
- ③ 月曜日から土曜日までのいずれかの祝日に休日保育を利用する場合
⇒休日保育の利用料はかかりません。

変形労働のためお仕事がお休みの日が決まっていない方

- ① 休日保育を利用する日曜日から 13 日前までの範囲で保育園を利用していない日があり、その代替として日曜日に休日保育を利用する場合
⇒休日保育の利用料はかかりません。
- ② 休日保育を利用する日曜日から 13 日前までの範囲すべてにおいて保育園を利用しており、さらに日曜日に休日保育を利用する場合
⇒休日保育の利用料がかかります。
- ③ 月曜日から土曜日までのいずれかの祝日に休日保育を利用する場合
⇒休日保育の利用料はかかりません。

保育園を利用しない日が上記のように2週間の範囲に収まらない場合は、実施施設にご相談ください。

なお、保育短時間認定を受けた児童が8時間を超えて休日保育を利用する場合の時間外保育料等、その他諸費用が発生する場合がありますので、詳しい利用料は実施施設にお問い合わせください。

(1) 決まった曜日にお仕事がお休みの方

例) 火曜日が休日で保育園を利用しなかった場合

4月						
月	火	水	木	金	土	日
3	4 休日	5	6	7	8	9 無料

例) 火曜日が休日だが保育園を利用した場合

4月						
月	火	水	木	金	土	日
3	4 休日	5	6	7	8	9 有料

(2) 変形労働のためお仕事がお休みの日が決まっていない方

例) 16日に休日保育を利用し、16日の
12日前に保育園をお休みしている場合

4月						
月	火	水	木	金	土	日
3 休日	4 休日	5	6	7	8	9 無料
10	11	12	13	14	15	16 無料
17	18	19 休日	20	21	22	23 無料

例) 23日の休日保育を利用し、23日の
15日前に保育園をお休みしている場合

4月						
月	火	水	木	金	土	日
3 休日	4 休日	5	6	7	8 休日	9 無料
10	11	12	13	14	15	16 無料
17	18	19	20	21	22	23 有料

(3) 月曜日から土曜日までのいずれかの祝日に休日保育を利用する場合

月曜日から土曜日までの平日に保育園をお休みしているかにかかわらず、利用料はかかりません。

※この場合、23日は休日保育の利用料がかかることとなりますが、**保育園を利用しない日が2週間の範囲内に収まらない場合は実施施設にご相談ください。**